

岡山市認知症カフェ運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症カフェを運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、認知症カフェとは、認知症の予防、認知症に関する情報の交換及び認知症に関わる人の相互交流等を目的とする地域の活動拠点で、認知症の人とその家族、地域住民及び専門職等の誰もが集うことができる場をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす認知症カフェを市内において運営する事業とする。ただし、第1号及び第4号の要件については、天災地変や感染症の流行等により、参加者の安全確保のためにやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

- (1) 月1回以上かつ各回2時間以上実施すること。
 - (2) 10人以上が活動できるスペースを設けること。
 - (3) 机、椅子等を配置し、誰もが安心して気軽に参加できる場を提供すること。
 - (4) 認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症サポーター養成講座を年1回以上実施すること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する取組は対象外とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあると認められるもの
- (3) その他市長が適当でないとしたもの

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

- (1) 専門職（認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等をいう。以下同じ。）、キャラバン・メイト、チームオレンジのステップアップ講座受講者（以下「専門職等」という。）のうちいずれかに該当する者が1人以上いる団体又は専門職等のうちいずれかに該当する個人
- (2) 補助事業を確実に実施することができ、かつ、適切な事業運営を確保できると市長が認めるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者
- (4) その他市長が適当でないとした者

(補助事業利用対象者)

第5条 補助事業の利用対象者は、岡山市内に住所を有する認知症の人とその家族、地域住民及び専門職等とする。

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、同一年度につき1回までとする。ただし、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して連続する3年の間に限り、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 食糧費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 使用料
- (7) 保険料

(8) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (2) 認知症カフェの運営に関わる構成員による会合等の飲食費
- (3) 認知症カフェの運営に関わる構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 補助事業の経費であることを明確に識別することが困難な経費
- (5) その他市長が適当でないとする経費

(補助金額)

第8条 補助金額は、前条に定める補助対象経費から収入(参加費その他認知症カフェに係る収入をいう。)を控除した額とし、3万円を上限とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付申請は、岡山市認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書(様式第2号)とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税を完納していることを証明できる書類(滞納無証明書)とする。

4 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

5 第1項の補助金を交付申請するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)(以下「消費税等仕入控除税額」という。))がある場合には、減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、

この限りでない。

(交付の条件)

第10条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次項につき条件を付するものとする。

2 補助事業者は、市長の要請に応じて、市の主催する全体交流会等で補助事業の実績報告を行うものとする。

(交付の決定)

第11条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類に係る書類及び必要に応じたヒアリングによる審査を行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認められるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請に応じて報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第13条 規則第15条に規定する補助事業等着手及び完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内に、補助事業の実施状況を記載した岡山市認知症カフェ運営事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第4号)
- (2) 補助事業等に係る経費の収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第9条第5項ただし書きに該当する補助事業者は、前項第1号に規定する事業実施報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。